令和４年６月１０日

利用団体各位

国立大隅青少年自然の家
所　長　吉　松　純　昭

施設使用料の改定について（通知）

日頃より、当施設をご利用いただきまして御礼申し上げます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金とご利用の皆様にご負担いただく施設使用料等の自己収入等により成り立っております。

国の厳しい財政事情から、運営費交付金は毎年削減されている一方で、光熱水料や燃料費等の上昇により、施設管理に必要な支出が増加している現状です。

当施設においても経費の削減に最大限努めてまいりましたが、現行料金を一部改訂せざるを得ない状況となっております。

つきましては、一般団体の施設使用料について、下記のとおり改訂いたしますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

施設使用料（1人1泊当たり）

１．料　金（青少年団体）：無料（改訂なし）
　　（一般団体）：810円（現行）　→　900円（改訂後）

２．改定日　　：令和5年4月1日

以上